

2004年10月14日

容器包装リサイクル法に見直しに関する論点と考え方

慶應義塾大学経済学部

教授 山口光恒

1、OECD ガイドスマニュアル

1) 拡大生産者責任 (EPR) とは

定義

「生産物に対する生産者の（物理的・金銭的）責任を当該製品の廃棄後まで拡大する」環境政策の手法

特徴

「責任を（全面的・部分的に）自治体からライフサイクルの上流にシフトすること」（テークバック及びリサイクル）

「生産者に環境に配慮した製品設計を行うインセンティブを与えること」

対象

基本的には一般廃棄物、但しこの思想が他にも拡大（自動車）

目的

処分量削減（処分場延命）、資源有効利用、（環境汚染削減）

2) マニュアルの位置づけと内容

A) 位置づけ

各国政府への情報提供

特定の方向を与えたり、EPRの優先性を正当化するものでもない

各国の経済・社会・文化的背景を勘案の要

B) 内容

生産者とは 制御可能性を有するもの 一般にブランドオーナー

小売業者、流通業者、消費者など全ての主体の協力が必要

制度設計上の留意点

製品の性質毎、手法も規制から自主協定まで多様

対象製品の選定、既販売製品の扱い、各関係者の役割等につき総合的分析が必要

最終処分量が多い製品、処分場制約が強い製品にはEPRが適している

責任分担 自治体と生産者、生産者その他の民間主体

3) マニュアルの問題点

地方税還元問題

支払時期問題（検討不十分）配付資料 153 頁

2、容り法見直しに際しての論点と考え方

容り法は対象品目の減量化、回収率・リサイクル率向上、参加自治体数増加、リサイクル技術革新、国民の関心向上などで成果を挙げた。

評価の判断基準

環境効果、経済効率、衡平性、実現可能性、環境教育

論点1、自治体の役割 自治体から生産者への全面的責任移転の是非

1) 生産者への全面的責任移転(含む金銭的移転)は社会的にプラスか否か

3Rに対するインセンティブが強まる(但し、最終負担は生産者と消費者による分担)

自治体の費用 > 生産者の費用であればプラス

但し、自治体の費用分を生産者に支払うか、住民税を減税しないと社会的にマイナス

2) 自治体業務の効率性(民間への委託、新規参入と規制)

市場化テスト(地方自治経営学会報告2000年4月)、先ず最新時点での実態把握が第一歩

総務省：容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価書(ポイント)

市町村の.....分別収集費用等のデータの体系的・継続的把握が必要 2003年1月

環境省による調査 中環審廃棄物リサイクル部会第18回資料(2004年7月21日)

費用便益分析検証(手法改良、対象品目別に) 対象不適合品目の有無

容り法施行と費用便益分析

				1999年(百万円)	
				既設最終処分場の場合	新設最終処分場の場合
費用	事業者	再商品化委託費用	ガラスびん	1,070	1,070
			ペットボトル	4,021	4,021
		内部コスト		972	972
	市町村	分別収集導入等費用	ガラスびん	6,020	6,020
			ペットボトル	6,846	6,846
小計A				18,929	18,929
便益	市町村	埋立処分量削減便益	ガラスびん	1,451	6,868
			ペットボトル	676	3,202
	社会的費用(枯渇性資源の採取)削減		ガラスびん	305	305
			ペットボトル	6,961	6,961
小計B				9,393	17,336
ネットコスト(=A-B)				9,536	1,593

産構審廃棄物リサイクル部会第17回容器包装リサイクル小委員会 2000年12月11日

(容り法と家電リサイクル法の費用便益分析手法の相違)

論点 2、3 R の優先順位

1) プラスチックのリサイクル手法について

現状 Material Recycle (MR) 優先 Thermal Recycle (TR) は認められていない

MR と CR (Chemical Recycle) の比較

入札方式と落札単価 (2002 年度)

MR 107,692 円、高炉還元剤化 83,083 円、コークス炉化学原料化 78,184 円、ガス化 80,194 円、
油化 98,111 円 (容器包装リサイクル協会ホームページ)

環境・経済効率面での相対比較 (MR、CR、TR の比較、製品バスケット法による)

環境効果 CO₂、SO₂、NO_x

	環境効果		経済効率	
	発電効率 20%	同左 30%	発電効率 20%	同左 30%
MR		×	×	? TR データ なし
CR		×	×	
TR	×			

その他考慮すべき要因

感情面、教育面、家電等への影響

発電効率一定以上の条件でテストしてみてもどうか (技術革新の効果もあり)

2) Reduce 優先とドイツの経験 (添付新聞記事)

2003 年 1 月 リサイクル可能カン・ビンに対する Deposit 開始(0.25-0.5 ユーロ)

再利用容器が所定の比率を下回ったため

スーパーマーケットでリサイクル可能カン・ビンの販売停止 (コスト引き合わず)

消費者は購入した小売店へ返却 (不便) 売り上げ減少

スーパーでの回収ルート構築インセンティブ減少 メーカーへの打撃 雇用面

論点 3、貿易障害問題 (WTO との関係) GATT/TBT 協定上の問題 配付資料 142 頁

デンマークボトルケース (1988 年) とその後の GATT 判断

テークバック、リサイクルコンテンツ、缶ビールとビンビールは同種の産品か (内国民待遇)

再利用不能容器への課税、Returnable 容器の使用強制など

EU の WEEE 及び日本の自動車燃費問題で具体的ケースあり

論点 4、再生品の需要創出 海外を視野に入れたリサイクル制度の構築

NHK スペシャル「日本のゴミ、大陸へ渡る」中国式リサイクル錬金術 2004 年 7 月 25 日

最終的には地球規模で資源の最適循環が達成されればよい

産業構造審議会、中央環境審議会合同の容器包装リサイクル制度の評価検討に関する会合

但し特に海外については環境汚染面での特段の配慮・監視
廃棄量・指定法人引取量・再生品販売量の乖離

平成15年度実績 単位(t)

	ペットボトル	プラスチック製容器包装	紙製容器包装
廃棄量(製造量)	436,556		
市町村分別収集量	211,753	401,697	76,878
指定法人引取量	173,875	368,005	30,652
再商品化製品販売量	124,298	256,150	29,881

出所：第12回産業構造審議会 環境部会 廃棄物リサイクル小委員会資料(2004年9月17日)

課題は最終処分量減少

Germany already has high level of recycling – just 4 per cent of packaging waste ends up in landfill sites. FT July 9 2003